

平成24年9月24日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1 競争に付するもの
環境安全実験棟外壁補修・防水等工事 一式
- 2 履行期限及び場所
期限 平成25年1月31日(木)
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
- 3 競争参加資格に関する事項
別紙「入札説明書」記載のとおり。
- 4 入札説明書の交付場所
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟2階 総務部総務課経理第一係
- 5 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成24年10月31日(水) 10:00
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区 本部棟1階 第二会議室
- 6 競争に参加することが出来ない者
契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者。
- 7 入札保証金
入札保証金は免除とする。
- 8 その他
入札公告に関することは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係にお問い合わせ下さい。
電話：042-491-4512
担当：東(あずま)内線228、水落(みずおち)内線230

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1 競争に付するもの

「環境安全実験棟外壁補修・防水等工事」一式

2 工事の内容・規格・数量

仕様書のとおり。

3 履行期限及び場所

期限 平成25年1月31日（木）

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区

4 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

5 入札及び開札の日時及び場所

期限 平成24年10月31日（水）10：00

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区 本部棟1階 第二会議室

6 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くして契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「建設工事」のうち「建築一式」でA、B、C又はD等級に格付けされている者。

- (4) 官公署から指名停止を受けている期間に該当しない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公署から排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

7 入札心得

- (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
- (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
- (3) 入札書の形式は任意とする。(参考：別紙様式1)
- (4) 入札書のあて名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は委任状を持参すること。(参考：別紙様式2)
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (10) 落札者は、工事内訳書及び工程表を研究所の指定する期日までに提出すること。

8 入札者に求められる義務

- (1) この入札に参加を希望する者は、6(3)を証明する書類を次の期日までに提出しなければならない。
 - 期限 平成24年10月25日(木) 17:00まで
 - 場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区 総務課経理第一係
- (2) 平成24年10月19日(金) 17:00までに現場調査を行った上で、上記書類を提出すること。現場調査を実施する日時は、当研究所に電話連絡の上、調整すること。

9 その他

- (1) 質問書は独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に電話連絡の上、平成24年10月22日(月) 17:00必着で持参又は郵便・FAXにて送付すること。質疑の有無に関わらず提出すること。

FAX: 042-491-7846

TEL: 042-491-4512

担当: 東(あずま)内線228、水落(みずおち)内線230

以上

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「環境安全実験棟外壁補修・防水等工事 一式」

2 金 額 ￥ ー (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 4 年 月 日

入札者 住 所
会 社 名
代表者名
代理人名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「環境安全実験棟外壁補修・防水等工事 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

建物外壁補修・防水等工事 一式
仕様書（概要）

1 履行場所

東京都清瀬市梅園 1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

2 目的

環境安全実験棟外壁の経年劣化による改修

3 工事概要

工事概要は別紙 1 のとおり

4 施工条件

(1) 作業時間

午前 8 時から午後 5 時とする。土曜日、日曜日及び祝日に工事は行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(2) その他

ア 現場で使用する機械は、低騒音、低排ガス、低振動型施工機械とすること。

イ 夜間・早朝等の稼働はしないこと。

ウ 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。

エ 工事期間中は、交通誘導員を常駐すること。

オ 建設リサイクル法に該当する工事の場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施について適正な措置をすること。

カ 工事車両の構内道路を通る経路や時間帯によっては、他の実験棟の実験に騒音、振動等の影響を及ぼす可能性があるため、施設側との調整をよく行うこと。

キ 飛散防止用ネットを設置すること。

ク 工事用足場等について

工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）より、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」により行うこと。

本仕様に記載のない事項については「公共建築改修工事標準仕様書建築工事編（平成 22 年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

5 検査

- (1) 納入設置後、仕様書の要求性能を満たしていることの確認のために検査を行うこと。
- (2) 検査に当たっては検査内容について監督職員と協議して実施すること。
- (3) 検査に当たって性能を確認するため必要な装置、材料工具等は請負者が準備すること。

6 一般事項

- (1) 納入設置に伴い建物その他を汚染、損傷のないよう十分留意し、汚損を与えた場合は原則として同一材料で速やかに補修すること。
- (2) 納入設置に伴い発生する撤去材の内、有価物はその調書とともに監督職員の指示する場所に搬置納入し、その他の屑材等は構外搬出処分とすること。
- (3) 納入施工に伴い仕様書が現場と相違する場合、その他記載のないもの、または疑義が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

<環境安全実験棟>

環境安全実験棟(365.4㎡) 地上3階の外壁東面の清掃・補修・塗装工事を行い、建物の機能回復や向上を目的とする。

(工事概要)

1) 共通仮設工事

・仮設事務所、作業員詰所、誘導員、安全対策費等

2) 改修工事

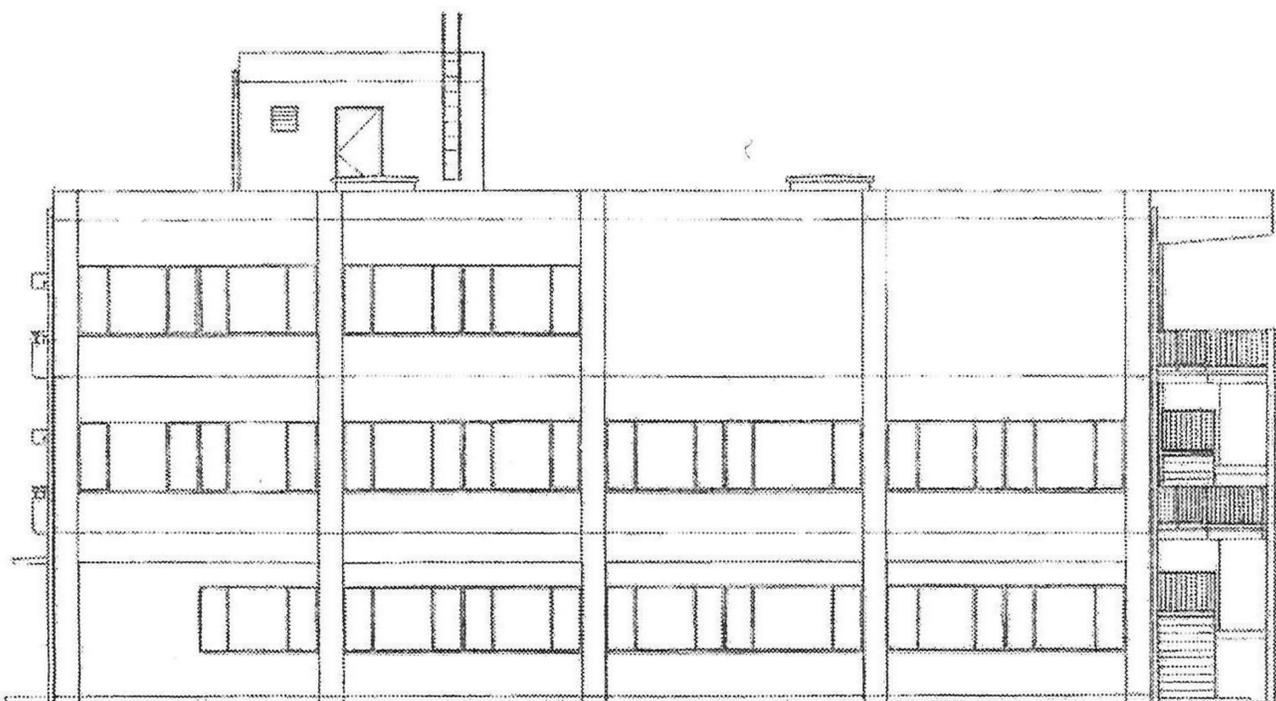
・足場組立・解体	365.4㎡
・下地、補修数量調査費(外壁全面の打診・点検図面、報告書の作成)	365.4㎡
・外壁面高圧洗浄	295.2㎡
・外壁打継・縦目地シーリング	144m
・外部建具廻りシーリング	153.6m
・外壁塗装	295.2㎡

他

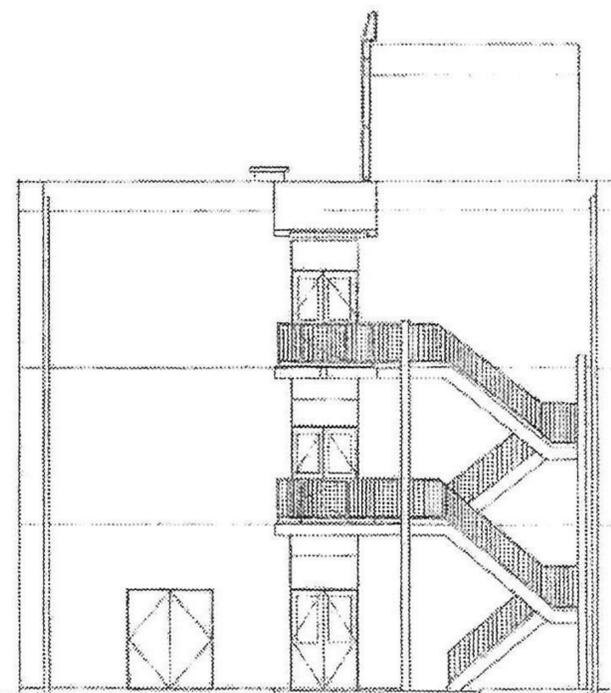
(補足)

・各工程の数量等は、別紙2を参考とすること。ただし、別紙2「項目Bの下地補修工事」の数量は予測値であるので、工事の際には調査の上、必要な数量について実施のこと。

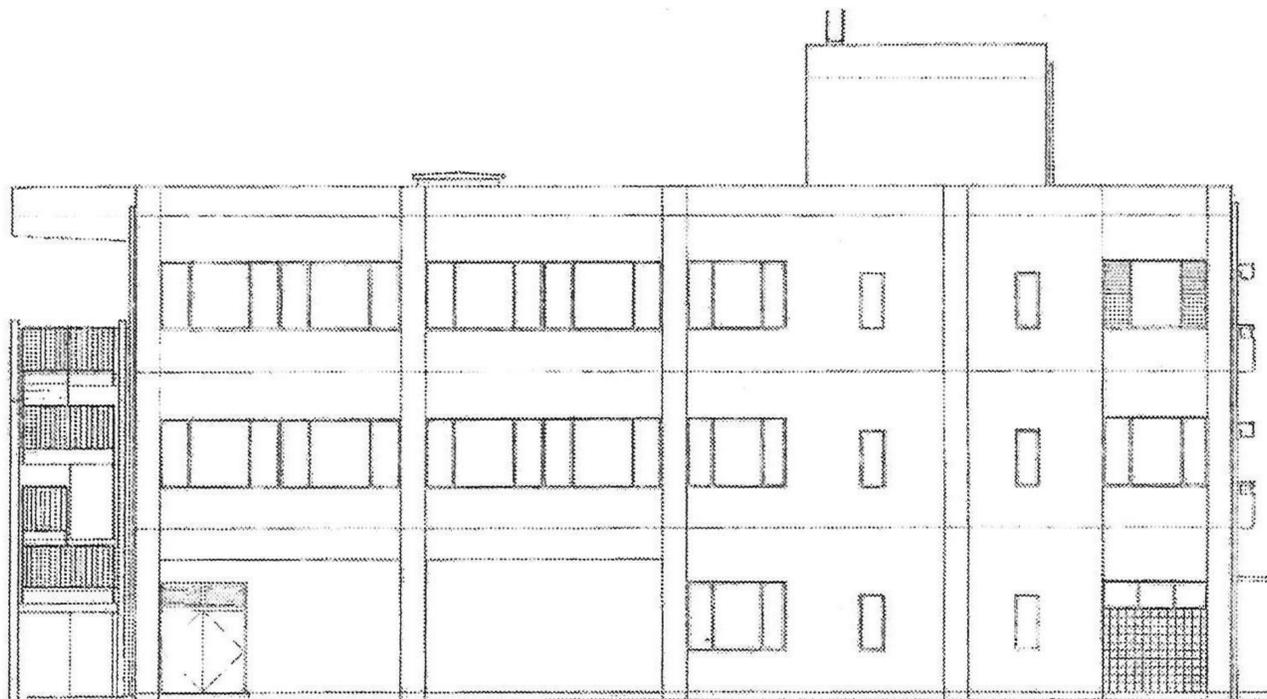
名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
A.	仮設工事												
	外部足場架け払い	手摺先行足場		365.4	m ²								
	飛散防止養生	メッシュシート貼り		365.4	m ²								
	昇降階段			1	式								
	資材運搬費			365.4	m ²								
	場内小運搬費			365.4	m ²								
	安全設備	カラーコンほか		1	式								
	廃材処分費			1	式								
	事務所			1	式								
	養生費			1	式								
	竣工 クリーニング			1	式								
	小	計											



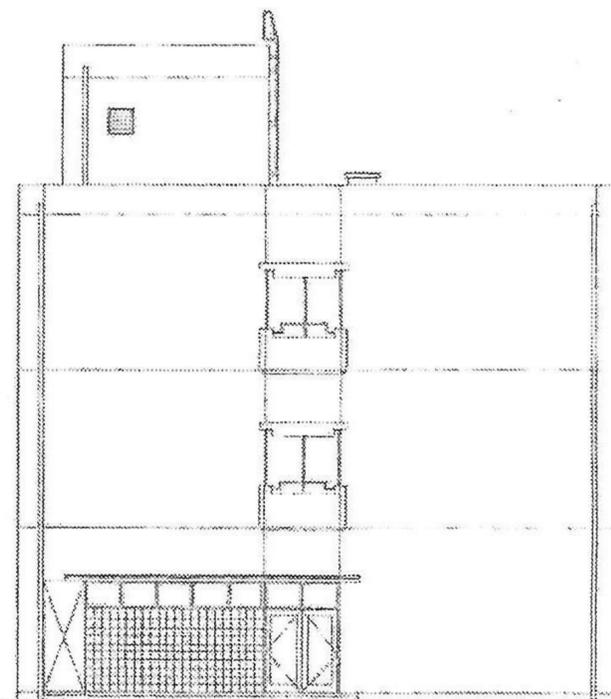
東側立面図 1:100



北側立面図 1:100



西側立面図 1:100



南側立面図 1:100